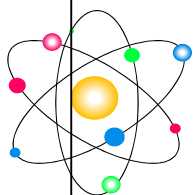




住信 年金情報



PENSION NEWS

(平成22年1月22日)

年金信託部

【厚生年金基金】 制度分割・権利義務移転時の資産の分割 に関する規約について

平成22年1月15日付発出の通知により、勘定科目として『最低責任準備金（継続基準）』が規定されております。

この規定に伴い、代議員会資料にてご案内しておりました制度分割・権利義務移転時の資産の分割の規約について、後掲＜規約例について＞のように、変更となることが考えられます。

本件については、信託協会を通じ厚生労働省へ現在詳細（制度分割・権利義務移転の規約を既に採用されている基金様の取扱いも含む）の確認を行っております。（回答時期等未定）

従いまして、平成22年度予算代議員会において制度分割・権利義務移転時の資産の分割に関する規約について議決を行う予定の基金様におかれましては、当該規約に関し、厚生局へ事前にご相談いただいたうえでご対応いただきますようお願いいたします。

以上

<規約例について>

平成22年度予算代議員会2/2 <規約の変更> より抜粋

下記規約例は責任準備金で資産を按分する場合の例を記載しておりますが、他の按分方法(給付現価比・数理債務比等)を用いる場合の例についても、変更となることが考えられます。

下線部分について「最低責任準備金」が「最低責任準備金(継続基準)」に変更となることが想定されております。

(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)

受給権者・加入員の債務を一律に取り扱う場合(責任準備金比で資産を按分)

- 第 条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転(以下この条において「権利義務移転等」という。)のいずれかを行う場合にあっては、基金はその資産(法第136条の2に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。)のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る資産を移換するものとする。
- 一 基金分割
 - 二 他の厚生年金基金への権利義務移転(法第144条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。)
 - 三 確定給付企業年金への権利義務移転(確定給付企業年金法第110条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。)
- 2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る資産の額(確定給付企業年金への権利義務移転の場合は、資産から最低責任準備金を控除した額。以下この条において同じ。)は、当該権利義務移転等の日の前日における資産の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- 一 当該権利義務移転等が属する事業年度の前事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)における、当該権利義務移転等に係る加入員(加入員である年金受給者を除く。)、年金受給者及び受給待期脱退者の数理債務と、最低責任準備金(基金の最低責任準備金に、当該権利義務移転等に係る加入員、年金受給者及び受給待期脱退者の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とし、確定給付企業年金への権利義務移転の場合は零とする。)の合計額から、特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価(次回財政再計算までに発生する積立不足を償却するための特例掛金の予想額の現価をいう。以下同じ。)の合計額を控除して得た額
 - 二 基準日における基金の数理債務と、最低責任準備金(確定給付企業年金への権利義務移転の場合は零とする。)の合計額から、特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額